

# 資料4 総合評価方式について

# デジタル庁の政策評価基本計画及び令和4年度実施計画

## (1) 基本計画

- 計画期間  
令和3年9月1日から令和8年3月31日（5か年度）
- 事後評価の対象となる政策 ※ 予算とリンク
  - 政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進
  - 政策2 情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進
- 評価方式等
  - ・政策1については実績評価方式による評価、政策2については総合評価方式による評価とする。
  - ・目標の達成に向けた創意工夫を尊重するとともに、適正な根拠(データ)に基づく、EBPMの実践を積極的に推進。
- 学識経験者等の知見の活用  
政策評価による政策マネジメントの在り方、デジタル庁の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から意見を聴取するなど積極的にその知見を活用 ※ 有識者会議の設置

## (2) 令和4年度実施計画

- 計画期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)
- 事後評価を実施する施策 ※ 政策評価制度の趣旨に基づき、施策単位での事後評価を実施

主要な政策		施策の概要	
政策1	デジタル社会の形成に関する施策の推進	・準公共・相互連携分野のデジタル化の推進 ・マイナンバー制度の推進 ・情報システム統一研修運営	実績評価方式 (目標管理型)
政策2	情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	・情報システムの整備	総合評価方式

※ 令和3年度中に実施した政策に係る事後評価については、令和4年度に実施した政策に係る事後評価と併せ、令和5年度に実施する(カジノ管理委員会と同様の扱い)。

# 主要な政策の評価－総合評価方式について－

総合評価方式は、政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するという性格を有する評価方式。

評価に当たっては、政策評価の目的などをあらかじめ明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるなど政策評価の設計を十分に検討することが重要。

## ○ 総合評価方式による評価テーマ(例)

【内閣府】科学技術イノベーション創造の推進(R3)、障害者施策の総合的推進(H30)、電子政府の構築(H20)

【警察庁】サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進(H25)、振り込め詐欺対策の推進(H24)

【法務省】社会経済情勢に対応した基本法制の整備(H27～R3)

【厚生労働省】「国民に信頼される行政の実現」について(H24～R3)、「職員の育成」について(H24～H28)

【農林水産省】政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(H23, H27, R2)

【国土交通省】産業分野における気象データの利活用促進(R2)、港湾における大規模地震・津波対策(R1)

## 【参考】国土交通省政策評価基本計画抜粋＜総合評価方式による評価の実施手順＞

- ア それぞれのテーマに即した目的や政策目標を設定し、関連する施策等の範囲を明らかにする。
- イ 当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証する。
- ウ それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたかを分析し、可能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ごとの費用と効果の関係についても言及する。
- エ 今後、目的や目標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるためには、何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにする。
- オ 評価実施後、その結果のほか、バックデータ等の関係資料、実施過程において第三者から示された専門的知見から助言等の概要、当該評価結果に対する第三者の意見等を評価書として取りまとめ、公表する。